

令和6年度綾瀬市特別養護老人ホーム整備運営事業者募集要項に係る質問回答(4月25日更新(最終))

NO	質問	回答
1	<p>短期入所生活介護については個別・専用の居室を設けず、空床利用での運用を目指している。 全体で100床整備予定で、平均して入所95床、短期5床での運用となる見込み。 この場合、空床利用での整備だが、公募条件を満たすと考えてよいか。</p>	<p>短期入所生活介護について、空床利用での整備で問題ないが、運用として具体的に何床分の空床利用を想定しているかは明示いただく。</p>
2	<p>申請書類一覧表 4-2 資金計画書(借入金内訳書含む) 第9号様式 融資確約証明書の写し等とあるが、添付は必須か。借入申込の際の「相談票」等で代用可能か。</p>	<p>現在相談されている金融機関等との融資実行に向けた相談状況(記録)が分かる書類であれば問題ない。</p>
3	<p>要項において「抵当権など用地に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は権利の抹消が確実であること」とあるが、自己所有の土地ではなく賃借の場合でも対象となるか。</p>	<p>土地の購入・賃借にかかわらず、要項で規定する「抵当権など用地に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は権利の抹消が確実であること」は条件(対象)になる。 ただし、特別養護老人ホーム施設整備を目的として、借り入れに際し、設定する抵当権については、当該財産を取得するために行うものであるとともに、資金繰りのため抵当権設定を認めなければ事業の実施ができないと認められるもので、返済の見込みがある場合、この限りではない。</p>
4	<p>5号様式:土地建物調書、「土地」シート、1ページ目内に、「浸水想定区域」の対象、対象外の記載項目があるが、洪水浸水想定区域に該当するか、否かのみを対象としてよいか。内水の浸水想定区域も対象となるか。</p>	<p>浸水想定区域は、「洪水浸水想定区域」及び「内水浸水想定区域」である。</p>
5	<p>5号様式:土地建物調書、「土地」シート、1ページ目内に、「埋蔵文化財の有無」を記載する項目がありますが、文化財調査は提出期日までに完了できない見込みです。本項目は、埋蔵文化財包蔵地に該当するか、否かの記載と読み替えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりである。</p>
6	<p>申請書類にある工事見積書について、設計事務所での積算・押印による見積書での提出でよいか。</p>	<p>お見込みのとおりである。</p>
7	<p>各書類の末尾「所在地、住所、氏名、印」ですが、こちらは理事長予定者の現住所等ではなく、設立準備委員会の名称、同住所、理事長候補者氏名で統一、押印は理事長候補者の認印押印で問題ないか。</p>	<p>お見込みのとおりである。</p>
8	<p>融資確約証明書の写し等について、福祉医療機構より発行する「相談票」を提出する予定だが、福祉医療機構の收受印は必須か。</p>	<p>收受印は必須である。</p>
9	<p>「資金収支計算書」について、開設後から本計画が安定的に運営できるまでの期間について作成とあるが、現在収支シミュレーションを行った結果、事業開始から4期目の収支がプラスになる予定となっている。「安定的運営できるまでの期間」とは、本件の場合4期目の認識でよいか。また、提出する収支については事業開始の1期目から4期目迄を各年度ごとに提出する必要はあるか。それとも4期目だけを提出すればよいか。</p>	<p>ご質問の場合、「安定的運営できるまでの期間」とは、4期目の認識でよい。 提出する「資金収支計算書」については、事業開始1期目から4期目までの各年度ごとである。</p>